

民生委員・児童委員、主任児童委員が改選



福祉政策課 3229-3283 3229-3334

民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、12月1日付で民生委員・児童委員の皆さんが厚生労働大臣から委嘱されました。民生委員・児童委員の任期は令和7年12月1日~令和10年11月30日です。各地域の担当者は市ホームページからご覧ください。

■民生委員・児童委員

担当する地区で高齢者福祉や障がい者(児)福祉、児童福祉、ひとり親家庭福祉、低所得者福祉などの地域福祉の増進のために、行政や社会福祉団体等とのつなぎ役として、次のような活動をしています。

- 地域住民の実情把握
- 支援を必要とする地域住民からの相談に応じ、助言を 行う
- 支援の必要な住民が福祉サービスを適切に利用するための情報提供
- 福祉サービス提供者などとの連携および支援

■主任児童委員

民生委員・児童委員のうち、おおむね小学校区を活動 区域として児童福祉に関する事項を専門に担当していま す。近年、夫婦共働き家庭の一般化や児童虐待の増加な ど、子どもを取り巻く環境が複雑・多様化しており、主 任児童委員は地域の子どもたちや子育て家庭などの児童 福祉の増進のために、次のような活動をしています。

- 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡 調整
- 子育てに関する啓発活動
- 区域を担当する児童委員の活動への援助、協力

